

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和3年7月13日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び採取場所等	白糠系統 浄水 給水栓(浄水場公宅)				
分析受付日	令和3年7月8日				
採取時刻	10:07	水温(℃)	12.5	残留塩素濃度 (mg/L)	0.30

事業者:環境コンサルタント株式会社
〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所:本社事業部
厚生労働省 登録番号209号
〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754
水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分析項目	分析結果	水道水質基準
1	一般細菌 (個/mL)	0	100
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン (mg/L)	9.1	200
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	3
47	pH値	6.9(22℃)	5.8~8.6
48	味	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	0.5未満	5
51	濁度 (度)	0.2未満	2

試料採取者	当社	採水者氏名	中西 圭介
分析方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“~未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和3年7月8日～令和3年7月13日

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和3年7月13日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び 採取場所等	白糠系統和天別 浄水 給水栓(佐々木宅)				
分析受付日	令和3年7月8日				
採取時刻	9:44	水温(℃)	11.1	残留塩素濃度 (mg/L)	0.38

事業者:環境コンサルタント株式会社

〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地

事業所:本社事業部

厚生労働省 登録番号209号

〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2

TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754

水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
1	一般細菌 (個/mL)	0	100
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン (mg/L)	9.3	200
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.8	3
47	pH値	6.9(22℃)	5.8~8.6
48	味	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	0.5未満	5
51	濁度 (度)	0.2未満	2

試料採取者	当社	採水者氏名	中西 圭介
分析 方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判 定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“~未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和3年7月8日～令和3年7月13日

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和3年7月13日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び採取場所等	庶路系統 浄水 給水栓(役場庶路支所)				
分析受付日	令和3年7月8日				
採取時刻	9:25	水温(℃)	15.6	残留塩素濃度(mg/L)	0.41

事業者:環境コンサルタント株式会社
〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所:本社事業部
厚生労働省 登録番号209号
〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754
水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
1	一般細菌 (個/mL)	0	100
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン (mg/L)	8.8	200
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	3
47	pH値	6.8(22℃)	5.8~8.6
48	味	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	0.5未満	5
51	濁度 (度)	0.2未満	2

試料採取者	当社	採水者氏名	中西 圭介
分析 方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判 定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“~未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和3年7月8日～令和3年7月13日